

社会福祉法人滋賀県共同募金会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滋賀県共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（常勤役員とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。）については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程第8条の規定に準ずる額

(役員等の旅費の算定方法)

第4条 役員等が法人業務を行うため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(本会職員給与との併給)

第5条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、給与規程に準ずる。

- 2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年5月16日に改正し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この規程は、平成30年6月8日より施行する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別表1

非常勤役員等の費用弁償額	日額 3,000円
--------------	-----------

別表2 常勤役員等の報酬

常務理事	月額300,000円～500,000円
------	---------------------